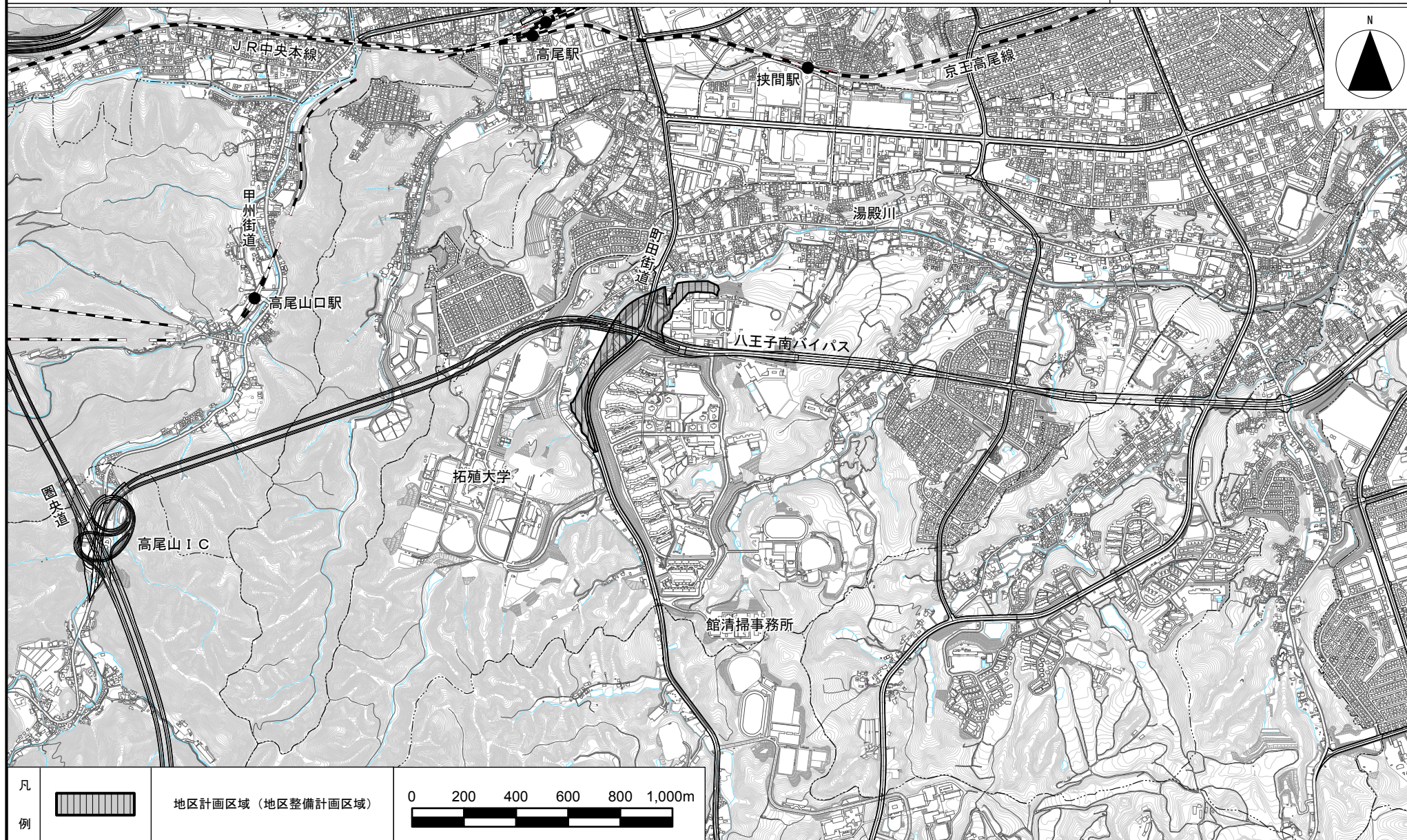


八王子都市計画地区計画館ヶ丘西地区地区計画

位置図

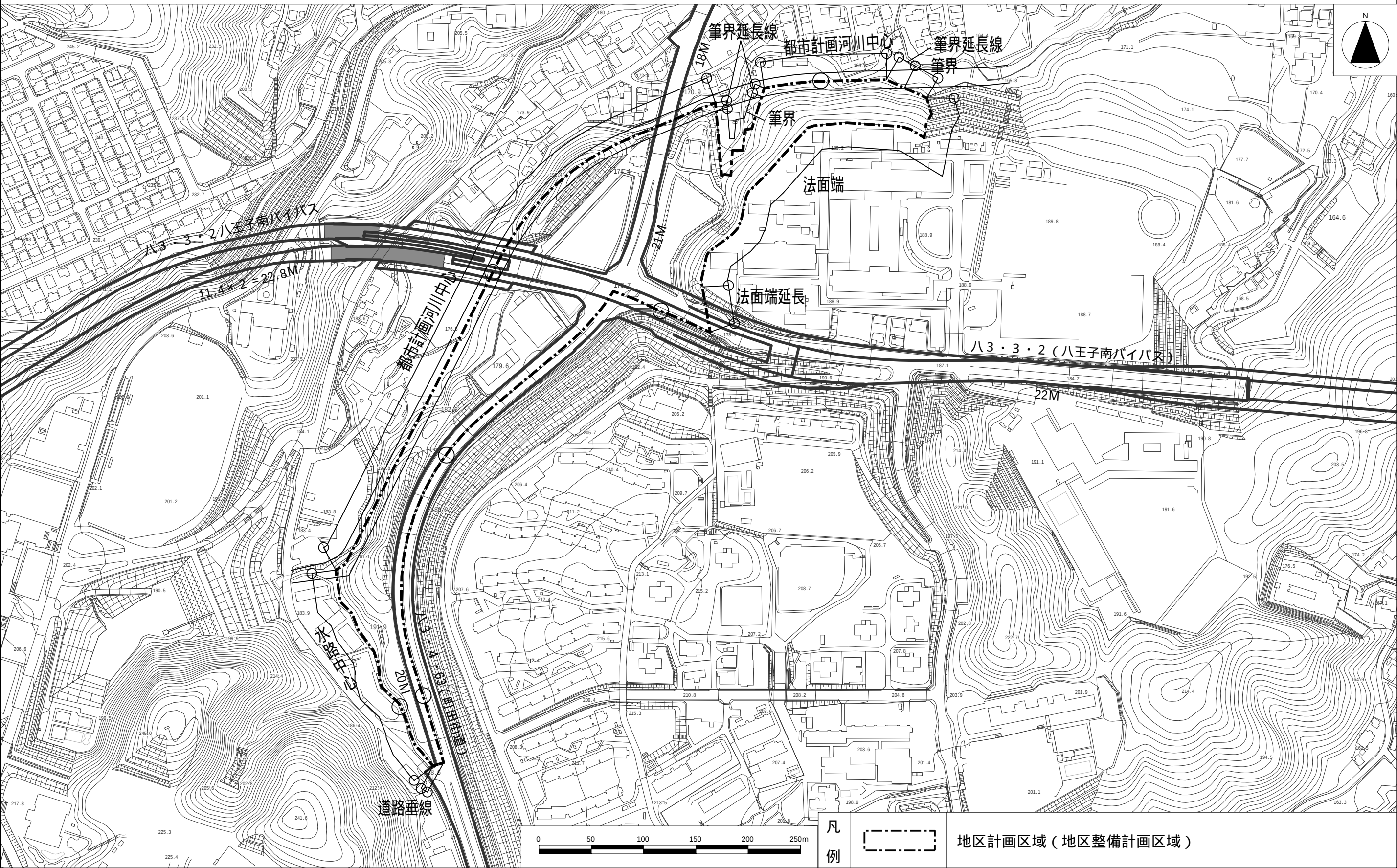
〔八王子市決定〕



凡 例
地区計画区域 (地区整備計画区域)
0 200 400 600 800 1,000m

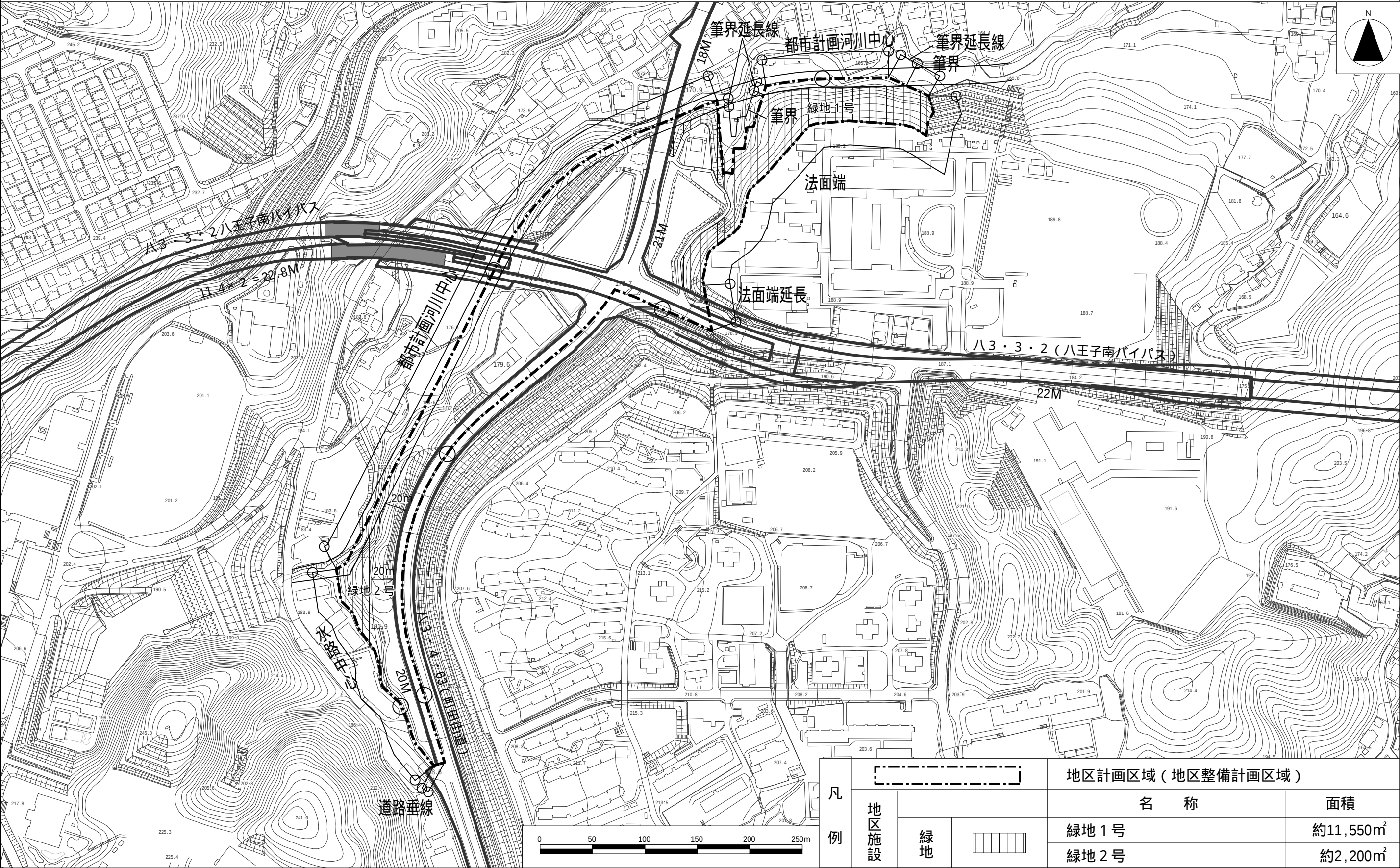
「この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています
(承認番号) 28都市基文測第51号、許諾番号 MMT利許第27053号-83、平成28年7月12日」
(承認番号) 都市基街都第29号 平成28年5月20日

八王子都市計画地区計画館ヶ丘西地区地区計画 計画図1 〔八王子市決定〕



・「この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています
（承認番号）28都市基交測第51号、許諾番号 MMT利許第27053号-83、平成28年7月12日」
・（承認番号）都市基街都第29号、平成28年5月20日

八王子都市計画地区計画館ヶ丘西地区地区計画 計画図2 〔八王子市決定〕



凡 例	地区施設		地区計画区域（地区整備計画区域）	
	緑地		名 称	面積
			緑地 1 号	約11,550㎡
			緑地 2 号	約2,200㎡

・「この背景の地形図は、東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています
（承認番号）28都市基交測第51号、許諾番号 MMT利許第27053号-83、平成28年7月12日」
・（承認番号）都市基街都第29号、平成28年5月20日

八王子都市計画地区計画の決定（八王子市決定）

都市計画館ヶ丘西地区地区計画を次のとおり決定する。

名 称		館ヶ丘西地区地区計画			
位 置 ※		八王子市館町地内			
面 積 ※		約 6. 2 h a			
地区計画の目標		本地区は、館ヶ丘団地の西側に位置し、都市計画道路八 3 ・ 4 ・ 6 3 号線（町田街道）及び、都市計画道路八 3 ・ 3 ・ 2 号線（八王子南バイパス）に面した交通利便性の高い地区である。地区内には、館ヶ丘団地の都市機能の維持に資する污水处理場や調整池等が計画的に配置されているが、団地建設後 4 0 年余りが経過する中、污水处理場の機能は廃止され、未利用地となっている。 八王子市都市計画マスタープランでは、中高層住宅地に位置付けられ、共同住宅など中高層住宅を主体に、ゆとりある住環境づくりを進めるとともに、日常生活の利便性向上を目指すとしている。 これらを踏まえ、本地区は、緑豊かな市街地環境を継承するとともに、交通利便性を活かした地区内外の利便性向上に資する生活利便施設等の立地誘導を図ることにより、活力ある魅力あふれる市街地環境の形成を目指す。			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針		地区内に残された自然緑地の維持・保全を図りつつ良好な住宅市街地の形成を図るとともに、利便施設、生活サービス施設等、周辺住宅地の生活を支える生活利便施設が複合する土地利用の形成を図る。また、良好な景観と緑豊かな市街地を形成するため、地区内の樹林地及び草地などについて緑地としての保全に努めるとともに、地区内の緑化を促進する。		
	地区施設の整備の方針		地区内に残された自然緑地の維持・保全を図る。		
	建築物等の整備の方針		緑豊かな環境を継承しつつ、利便性が高く、ゆとりある住環境を形成するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限を定める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	面 積	備 考
		緑 地	緑地 1 号	約 1 1 , 5 5 0 m ²	既存
			緑地 2 号	約 2 , 2 0 0 m ²	既存

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 １．神社、寺院、教会その他これらに類するもの ２．学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く） ３．自動車車庫（建築物に付属するものを除く）
		建築物の敷地面積の最低限度	1 2 0 m ²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0. 7 m以上とし、道路境界線までの距離は1 m以上としなければならない。ただし、この距離に満たない位置にある建築物又は建築物の部分が次のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。 （１）道路境界線については、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であるもの （２）物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2. 3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であるもの （３）自動車車庫で軒の高さが2. 3 m以下であるもの
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	１．建築物等の外観の形態及び色彩は、周囲の環境に調和したものとする。 ２．屋上及び屋外設置物は周囲からの景観に配慮したものとする。 ３．屋外広告物は、過大とならずに周囲の環境と調和するよう色彩、大きさ及び設置場所に留意し、良好な景観形成、風致を損なわないものとする。
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスとする。ただし、高さ0. 6 m以下のコンクリートブロック又は石積等並びに門柱は、この限りでない。

※は知事協議事項

「区域、地区施設の配置については、計画図表示のとおり」

〔理由〕 活力ある魅力あふれる市街地環境の形成を図るため地区計画を決定する。